

令和3年1月
第64号

事務所通信

えん

確定申告特集！



森・白澤・米澤合同事務所

所 感

新年あけましておめでとうございます。令和3年の年頭にあたり、皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、世界中で新型コロナウイルス感染症拡大への対応に翻弄された1年でありました。我が国においても、政府による緊急事態宣言を始めとして全国的な外出自粛措置や東京オリンピックの開催の1年延期など、あらゆる分野に多大な影響を及ぼし、経済面でもリーマンショックを上回る景気減退など、かつてない状況に晒されております。

こうした事態に対処するため、政府は三次にわたる補正予算に基づく緊急経済対策により、納税の猶予の特例や持続化給付金などの各種救済政策を講じたものの、中小企業の多くは事業の継続が危ぶまれる状況が継続しております。

これらの状況に加えて、テレワークの急速な普及による働き方の多様化、行政手続のオンライン化、などにより私たちを取り巻く環境は大きく変化しております。このような社会経済情勢の変化を踏まえ、デジタルトランスフォーメーション（DX）への取り組みは急務といえます。我々、会計事務所としても関与先様の信頼に応え得る事務所運営を進めるため、業務改革を進めて参ります。

●事業承継への対応

平成30年度税制改正で大幅拡充された法人版事業承継税制（特例措置）に加え、令和元年度税制改正では個人版事業承継税制が創設されました。しかしながら、経営者の高齢化に伴い、休廃業・解散数は依然として増加傾向にあり、70歳以上の経営者の約半数は後継者が決定していないなど、事業承継に対する準備が進んでいない状況にあります。更にはコロナ禍により中小企業の廃業が加速していることもあります。当事務所としても、引き続き事業承継の支援を積極的に進めて参り、経営者に最も身近な存在として、主導的役割を果たしていきたいと考えております。

1月7日に再び首都圏に緊急事態宣言が発令されました。今回は飲食店を中心とした時短営業の要請で、昨年のような広く多数の営業自粛、県を跨ぐ移動の禁止は含まれておりません。しかし飲食業界には多大な影響が発生しますし、関連業種を含め、その影響は順を追って、首都圏以外にも派生すると思われます。このような困難な状況ではありますが、健康には気を付けて、皆様が協力してこの状況を乗り越えることができ、実り多き1年となることを祈念しております。

公認会計士 森 弘毅



今年は風もなく穏やかな年明けでしたね

ところでしかし、テスト前になると洗濯がしたくなったり部屋の模様替えをしたくなるあの現象は何なのだろうか。私の知人でカーテンを洗濯した人がいた。かくいう私は昨日掃除機をかけたばかりなのに、また今日掃除機をかけてしまった。そしたら昨日掃除したばかりなのに昨日とたいして変わらないくらいの埃が掃除機に入ってきた。いったい埃は空気中にどれだけあるか。恐ろしい。

何が言いたいかというと、何も思いつかないのだ。そう、この原稿のネタが。明日締め切りなのに。

しかし、こううだうだ言っても原稿は埋まらない。なにか捻り出さなければならない。そこで過去に書いたものを漁ってみた。ああ、それ、ちょっと書こうと思っていたのに既書に書いていたかあ、これにもかあ……。

過去にヒントはなかった。

ならば、新ネタを求めて本屋にでも行こうか！

……寒っ！

辞め！本屋行きは辞め！

こんなご時世だし不要不急の外出はやめよう。いや、不要ではないし、不急でもない。なにしろ締め切りは明日だ。

ではネットでネタ探した。うーん、えーと、あ、これいいな、これもいいかも。お気に入りに入れておこう……って、服をチェックしている場合じゃない。

なにか録画していたドラマにヒントはないかと、前回の『1億円のさようなら』方式で攻めようと探してみたがあいにくこれといって見付からなかった。年始にあった『逃げ恥』特番は、現代社会の家庭や職場を取り上げつつ“逃げ恥”らしく楽しい展開で練られていた脚本で非常に感心した。でもそれでこの原稿に反映させるほど私には家庭や職場問題に対する知識を持ち合わせていなかったし、調べる時間もない。しつこく言うが締め切りは明日なのだ。

気分転換に聴き始めた新譜のアルバム。好みの曲じゃないのは飛ばそう。いつも思うのだがアルバムにシングル曲を挟むのはどうなのだろう。あれ、リモコンがない。いっそのことリモコンを探すリモコンが欲しい。どこだどこだ？あった。よかった。あ、こうしているうちにも時間は過ぎていく。



ネタを提供してくれればなんとかなる。いや、無理難題なネタは無理だ。結局書けない。

と、そこへ同じように書けなくて悩んでいる人を発見した。1月16日からスタートする脚本家が主人公のドラマ『書けないっ！？』。たぶん私の“書けない”とは次元が違うのだろうが、同志がいて嬉しい年明けである。

司法書士 米澤 智子

確定申告が始まります

年末調整、償却資産の申告と続き、2月16日からは令和2年分の確定申告が始まります。

吹き荒れるコロナの猛威に立ちすくむ日々が続く、「新しい年が良い年であるように」と祈るばかりです。

コロナ禍の中、今年の確定申告では感染リスク軽減のために様々な取り組みがされるようなので、簡単にご紹介します。（詳細は国税庁ホームページにてご確認ください。）

① 入場整理券のオンライン事前発行ができます

会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券は各会場で当日配布しますが、国税庁のLINE公式アカウントからオンライン事前発行も可能です。（1月中旬以降開始予定）

アカウント名 : 国税庁
LINE ID : @kokuzei



国税庁LINE公式アカウントのQRコード

② スマホやパソコンによる自宅からのe-Taxの推奨

Microsoft EdgeやGoogle Chromeからマイナンバー方式でのe-Tax送信が可能になります。チャットボット（ふたば）による相談も可能です。（24時間対応）

確定申告準備のお願い



担当者から改めてご案内させていただきますが、下記の書類等のご用意をお願いいたします。

1. 生命保険料控除証明書
2. 地震保険料控除証明書
3. 国民健康保険料の本年中支払総額がわかる書類
4. 国民年金及び国民年金基金の控除証明書
5. 小規模企業共済掛金払込証明書
6. 住宅ローン借入金年末残高証明書
7. 源泉徴収票や支払調書（給与収入、不動産収入、保険金収入、配当収入など）
8. 特定口座年間取引報告書
9. 寄付金受領証等
10. その他（住宅取得や土地・建物等の譲渡については別途ご案内させていただきます）

医療費控除

申告する方やその方と生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和2年中に支払った医療費が一定額を超える場合は、次のとおり計算した金額を医療費控除として、所得金額から差し引くことができます。

$$\left(\begin{array}{c} \text{令和2年に} \\ \text{支払った} \\ \text{医療費の総額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる} \\ \text{金額} \quad \text{※注1} \end{array} \right) - \left\{ 10\text{万円} \left(\begin{array}{c} \text{所得の合計額が200万円} \\ \text{までの方は所得の合計額} \\ \text{の5\%} \end{array} \right) \right\} = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)}$$

※注1…医療保険の入院給付金・手術給付金や、健康保険の高額療養費や出産育児一時金など

医療費控除の対象となる主なもの	医療費控除の対象とならない主なもの
・ 病院や歯科医院での治療費 ・ 治療に必要な医薬品、医療器具の費用 ・ 通院に必要な交通費（バス、電車など） ・ 子供の歯列矯正費用 ・ けがや病気の治療のためのマッサージ、はり、お灸などの費用 ・ 助産師による分娩の介助費用 ・ 介護保険の対象となる介護費用	・ 人間ドックなど健康診断の費用（病気が発見され、治療した場合は対象となる。） ・ 予防接種の費用 ・ 美容整形の治療費用 ・ 漢方薬やビタミン剤の費用 ・ マイカー通院のガソリン代や駐車料金 ・ 里帰り出産のための実家への交通費 ・ 自己都合で利用した差額ベッド代

医療費控除を申請するには、医療費の領収書をもとに「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書と一緒に提出します。

医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらか一方の選択適用になります

セルフメディケーション税制

健康診断(人間ドックなど)の受診や予防接種といった一定の取組を行っている方が、令和2年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために12,000円以上の対象医薬品を購入した場合には、一定の所得控除を受けることができます。

$$\left(\begin{array}{c} \text{令和2年に購入した} \\ \text{対象医薬品合計額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{保険金などで補てん} \\ \text{される金額} \end{array} \right) - 1\text{万2千円} = \text{セルフメディケーション税制} \\ \text{による医療費控除額} \\ \text{(最高8万8千円)}$$

セルフメディケーション税制の適用を受けるには、対象医薬品を購入した領収書をもとに作成した「セルフメディケーションの明細書」と、一定の取組を行ったことを明らかにする書類（健康診断の結果通知書など）を確定申告書と一緒に提出します。



領収書、健康診断の結果通知書等の証明書類は、確定申告後5年間は自宅で保管が必要です

ふるさと納税を活用しよう

テレビ CM 等でもすっかりおなじみのふるさと納税。みなさんは活用されていますか？

ふるさと納税とは、地方自治体に対する寄附金制度です。

自分の故郷や応援したい自治体へ寄附する事により、その地域を支援すると同時に、寄附のお礼として地域の特産品等が受け取れる仕組みとなっています。

また、12 月末までに行った寄附がその年の所得税還付と、翌年の住民税控除の対象になり、上記の事が自己負担額実質 2,000 円（手数料分）で行えるととても魅力的な制度です。

ただ、無制限に税金を減額できるわけではなく、年間の寄附が一定額（控除上限額）を超えるとその分は控除の対象外となってしまう自己負担額が増えてしまうので注意が必要です。CM でおなじみのふるさと納税の支援サイト等に控除上限額を計算できるシミュレーションや早見表がありますので、ご自分の限度額を確認して税金控除のメリットを最大限生かせるように寄附を行うのがポイントです。

また、還付や控除を受けるには確定申告が必要になりますが、「ワンストップ特例制度」を利用すれば確定申告不要でふるさと納税を行うことができます。利用には給与所得者である等一定の条件がありますので、不明な点は担当までお問合せ下さい。



- ① 寄附することにより地域貢献ができる
- ② 寄附に対するお礼の品を受け取れる
- ③ 寄附した金額により所得税や住民税が還付、控除される

間もなく令和 2 年度の確定申告期間が始まりますが、今年の申告で還付や控除を行えるのは、昨年 12 月末までに行った寄附金分になります。

地域貢献しながら税金控除も受けられるふるさと納税制度 まだ行ったことのない方は、ぜひ今年活用してみてはいかがでしょうか。

今泉 典子

青い空と心の風景から

お空からひらひらと
冷たい花びら
落ちてきた
肩に力が入ってる
わたしへの
神さまからの
贈り物
はなみ

【杉本敦美 作品集より】

持続化給付金・家賃支援給付金

・・・忘れないでください 収入に計上となります・・・

コロナウイルス感染症拡大により、営業自粛等によって大きな影響を受けた事業者を対象とした持続化給付金及び家賃支援給付金の申請が2月15日まで延長となりました。経済産業省の給付実績によりますと持続化給付金は1月11日までに402万件の中小企業者へ約5.3兆円の給付を行い、家賃支援給付金は1月3日までに77万件の給付を行ったそうです。事業継続を支援するためのこれら給付金ですが、受け取った給付額は収入に計上され課税されます。



なぜ、給付金や助成金などが課税されるのか？

国税庁の給付金の取扱いについてのFAQによると、「給付金などの支給の根拠となる法令等に非課税となる旨の規定がある場合に限り課税を行わない」と解説されています。つまり、法令などの中ではっきりと非課税にすると規定されている場合にのみ課税を行わないということです。そのため表題の給付金はどちらも法令に非課税とする旨が書かれていないため課税されることとなります。

ではなぜ非課税としないのかと思われますが、これについては経済産業省のHPに次のような内容が記載されていました。

“持続化給付金は極めて厳しい経営環境の事業者を支援するため給付されるものです。給付金は税務上、収入に計上されるが、経費の方が多ければ課税所得は生じないため結果的に課税対象となりません”

つまり、給付の条件である売上の大きな減少により給付金を収入として計上しても、経費の方が多ければ税負担はありませんという考えのようです。また、給付条件は満たさないが売上が減少した事業者からは税を課さなければ不公平であるとの考えもあるようです。

これから確定申告の時期となりますが、給付金を受給された事業者の方は収入に計上が必要となりますので申告漏れの無いように注意しましょう。



非課税となるもの

- ・特別定額給付金・子育て世帯への臨時特別給付金・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金

課税となるもの

- ・持続化給付金・家賃支援給付金・雇用調整助成金
- ・農林漁業者への経営継続補助金・県、市町村などからの助成金や協力金

川島 隆寛

一時所得と雑所得

所得はその性質によって 10 種類に区分されています。

①利子 ②配当 ③不動産 ④事業 ⑤給与 ⑥退職 ⑦山林 ⑧譲渡 に区分されない所得の内、その内容によって「⑨一時所得」と「⑩雑所得」に分類が分かれてきます。

⑨ 一時所得とは

- (1) 上記①~⑧の所得に当てはまらない所得
- (2) 営利を目的とした継続的な行為から生じた所得ではない所得
- (3) モノやサービスの対価として得る所得ではない所得

要は、一度だけの臨時収入です。例をあげると満期保険金等があります。

一時所得には 50 万円の特別控除があり、保険金(その収入を得るために支出した金額〔=支払保険料〕を差し引いた額)から 50 万円を差し引くことができます。さらにその半分の金額が一時所得として所得税の課税対象となります。

⑩ 雑所得とは

上記①~⑧及び「⑨一時所得」に当てはまらない所得です。

雑所得に該当するものとしては、公的年金等や副業に係る所得があります。

所得の計算方法は、公的年金等とそれ以外とで異なりますが、収入金額（公的年金等に係るものを除く。）から必要経費を差し引いた金額が雑所得となります。雑所得が 20 万円を超えた場合には確定申告が必要となります。

一時所得と雑所得は別々の所得として区分されていますが、判別が難しいものがあります。先ほど例にあげた満期保険金もそのひとつです。満期保険金は受け取り方によって一時所得になるか雑所得になるかが変わってくるからです。

同じ保険金でも、全額を一時金として受け取ることを選択した場合は一時所得に、年金として分割して受け取ることを選択した場合は雑所得に該当します。一時所得になるか雑所得になるかで控除できる金額も変わってきます。確定申告の際、見慣れない収入がありましたらご相談ください。



お客様紹介

今回は、大泉町にあるお花屋さん「花の花久」様をご紹介します。（以下敬称略）

お店のアピールポイントを伺ったところ、「お花にはこだわっていて、等級の良いものを仕入れています」とのご返答を頂きました。

花にも等級があり、茎の太さや長さ、花の大きさ、品質によって選別されるとの事です。

茎が太いほうが水分を多く吸い上げ、花持ちが格段に違うそうです。



スーパーに買い物に行ったとき、花の花久の店主から聞いた話を思い出し、「一束〇〇円」の花束を見てみました。なるほど～！花の花久で見た花とは茎の太さ、長さが全然違う！！花びらもみずみずしさがなんか違う！花に詳しくない私でもすぐにわかりました。

品質の良いお花をお手頃価格で販売している点も大きな魅力ですが、店主やスタッフのみなさんの気さくで楽しい人柄も花の花久の魅力のひとつです。

ぜひ一度足を運んでみてはいかがでしょうか？

取材 大谷 佳夫里

新年、明けましておめでとうございます。

約３年間森会計事務所を離れておりましたが、昨年１１月より、当事務所で再びお世話になる事となりました。戻ってきて一番に感じたことは、当事務所の明るい雰囲気でした。女性スタッフが多いこともあり、お昼休みなどは話題に欠くことなく話が盛り上がります。若い人たちからの今流行の新しい情報も聞けて楽しいひと時を過ごしております。遅ればせながら、「鬼滅の刃」の面白さも教えてもらいました。堅いイメージのある職場としてはこの雰囲気はとても珍しく、このパワーが皆様のお役にたてたらいいなあと思っています。

先日、新聞の家庭欄に「医療ルネサンス 専門用語やさしい言葉で 伝える／伝わる」という記事が目に入りました。内容は、医療現場で働く人が外国人や高齢者・障害のある人たちにわかり易い日本語で（やさしい言葉で）話しかける、といった趣旨の記事でした。これを読みながら思いました。税務の事も、ともすると専門用語が多くなってしまい、難しい言い回しをしてうまくお伝えできていない事が多いのではないかな、と。話した＝伝わる ではない事を肝に銘じ、わかり易い説明を心がけていきたいと思った次第です。至らない点が多々あるかと思いますが、これからも又、よろしくお願い致します。

相澤順子（安藤）



子の看護休暇と介護休暇について

育児・介護休業法では、小学校入学前の子供がいる従業員がその子供が病気や負傷して、その世話などのため会社を休みたいときには、年次有給休暇とは別に、子供が1人の場合は1年間に5日、2人以上の場合には1年間に10日を限度として休暇を取得できるようになっています。これを子の看護休暇といいます。また、家族に介護が必要な人がいる従業員は、子の看護休暇と同様に、介護を必要とする人が1人の場合には1年間に5日、2人以上の場合には1年間に10日の休暇を取得することができます。これを介護休暇といいます。



事業主は、該当する従業員が請求したときは、これらの休暇を必要とときに与えなければなりません。ただし、これらの休暇は、無給でも良いことになっています。

令和3年1月1日から、子の看護休暇と介護休暇の取り方に関する改正があり、改正前は1日単位または半日単位での取得でしたが、この度、子の看護休暇、介護休暇ともに時間単位での取得することが可能になりました。時間単位で取得できるといっても、所定労働時間の途中で抜けて休暇を取得することはできません。あくまで、始業時刻から連続、または終業時刻まで連続した時間単位の休暇となります。これまでは、1日の所定労働時間が4時間以下の従業員は、半日単位の休暇取得は認められず1日単位での取得でしたが、1月1日からは、時間単位での取得もできることとなりました。

子の看護休暇や介護休暇で時間単位の取得が難しい業務がある場合には、これまでの半日単位の休暇と同様に、労使協定を結んでその業務を時間単位の休暇制度の対象から除外することができます。指針の中で除外対象業務として例示されているものには、次のようなものがあります。

- (1) 国際路線等の航空機に従事する客室乗務員等の業務
- (2) 遠隔地に勤務する従業員で、移動に長時間を要する場合
- (3) 流れ作業や交替制勤務による業務で、時間単位の休暇を勤務体制に組み込むのが困難である場合

子の看護休暇や介護休暇は、上記のように無給でも良いのですが、これを有給とする休暇制度を導入し（就業規則などに規定）、実際に休暇を取得した従業員が生じたなどの要件を満たした事業主には助成金が支給されるという制度があります。子の看護休暇では両立支援等助成金（育児休業等支援コース、子の看護休暇制度）、また介護休暇では両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）といいます。



ご不明な点がございましたら、弊事務所までお問合せ下さい。

ゆったり！寄ったり！行っぺんべ！！

白鳥の飛来する

「多々良沼（ガバ沼）」

館林市と邑楽町の間にある、多々良沼は面積約 83 ヘクタール、周囲約 7 km の広大な沼です。

11 月上旬にシベリアから飛来し越冬していきます。その数は例年 140 羽前後です。多い年は 200 羽を超える年もあります。主にコハクチョウで体調は 1.2m 位、翼を広げた長さは 1.8m もあります。



成鳥は純白で、まことに美しく、特に低空を飛んでいる姿は見事です。

白鳥は 3 月中旬から下旬には北上していきますが、最も多くなる時期は 1 月下旬から 2 月上旬です。

多々良沼は水深 1～2m 程度で、水生植物の宝庫であるとともに、鯉やヘブラナ等の川魚も多く釣り場としても有名です。白鳥にとっても餌やねぐらに恵まれ、越冬条件に適しているものと思われます。

沼にはアシやヨシが多く生えており、カルガモ・カワセミ・シラサギ・アオサギ・セキレイ等の野鳥も数

多く、年間通して観察することができます。

多々良沼を中心とした、多々良沼公園には、桜並木を始め、長さ 130m の藤棚や、沼の南側部分に生育する蓮等季節毎に花を楽しむ事もできます。

公園東側には散策路「彫刻の小径」約 2 km があり、38 点の彫刻が設置されています。

北側には、県立館林美術館があり、来観者も多くこの地域の中心を担っています。

駐車場やトイレの数も多く、ウォーキングコースも良く整備されており、年間通じて、多勢の人が利用しております。是非お出かけください。

※コロナ感染に考慮して内容を変えました。

森 富夫

住 所：群馬県館林市日向町
邑楽町鶴新田
TEL：0276-72-4111
(館林観光協会)
0276-47-5026
(邑楽町商工振興課)



税務・労務カレンダー

	税務	労務
2月	☐ 12月決算法人の確定申告……………3月1日(月)まで ☐ 6月決算法人の中間(予定)申告……………3月1日(月)まで ☐ 1月分の源泉徴収税額・特別徴収税額の納付期限……………2月10日(水)まで ☐ 固定資産税(第4期分)の納付……………各市町村の指定日まで ☐ 令和2年分贈与税の申告と納付の受付開始……………2月1日(月)から3月15日(月)まで ☐ 令和2年分所得税・個人住民税・個人事業税の確定申告と納付の受付開始……………2月16日(火)から3月15日(月)まで	☐ 1月分の社会保険料の口座振替日……………3月1日(月)
3月	☐ 令和2年分所得税・個人住民税・個人事業税の確定申告と納付の締切……………3月15日(月)まで ☐ 2月分の源泉徴収税額・特別徴収税額の納付期限……………3月10日(水)まで ☐ 1月決算法人の確定申告……………3月31日(水)まで ☐ 7月決算法人の中間(予定)申告……………3月31日(水)まで	☐ 2月分の社会保険料の口座振替日……………3月31日(水)
4月	☐ 2月分の源泉徴収税額・特別徴収税額の納付期限……………4月12日(月)まで ☐ 「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」の提出期限……………4月15日(木)まで ☐ 固定資産税(第1期分)の納付……………各市町村の指定日まで ☐ 2月決算法人の確定申告……………4月30日(金)まで ☐ 8月決算法人の中間(予定)申告……………4月30日(金)まで	☐ 3月分の社会保険料の口座振替日……………4月30日(金)

- ・確定申告開始です。住宅ローン控除や医療費控除などの御相談は森会計担当者までどうぞ。
- ・3月初めの春季全国火災予防運動に合わせて、消火器や火災報知器が正しく作動するかをチェックするとともに、消火訓練の実施、避難通路の確認、消防署への連絡方法など、防火対策を再点検しましょう。

- ・3月決算法人では、決算日当日の在庫の实地棚卸、現金・手形等の調査を行ってください。
- ・社員の家族では、進学・卒業の有無等をチェックします。異動があれば、家族手当の変更、源泉徴収税額表の適用欄の変更手続きなどをしましょう。

- ・新入社員を迎える企業は、研修の準備や扶養控除等(異動)申告書の提出を確認しましょう。
- ・新入社員、退職者の社会保険・雇用保険の資格取得・喪失手続きをもれなく行いましょう。
- ・若葉マークの車が増える時期ですので、マイカー通勤者や営業車を利用する従業員に安全運転を指導しましょう。



2021年になりました。みなさまいかがお過ごしでしょうか。
最近ルービックキューブを購入し、おうち時間を楽しんでいます。昔からあるおもちゃは大人でも夢中になれますね！

大谷 佳夫里



森・白澤・米澤合同事務所

税理士法人 森会計事務所
森 弘毅 公認会計士事務所
白澤貴夫 社会保険労務士事務所
米澤智子 司法書士事務所

群馬県邑楽郡大泉町坂田4丁目20番22号

TEL 0276-63-6011 FAX 0276-63-6056

E-mail morikaikei@mva.biglobe.ne.jp

URL <http://www.morikaikei.jp/>

